小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第１４８号

愛知県長久手市武蔵塚1205番地１
再生債務者　笠原　明仁
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成26年４月４日
名古屋地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号

秋田県横手市十文字町十五野新田字増田道東108番地12
再生債務者　鈴木　　元
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月28日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月12日から平成26年５月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（再ロ）第７号

大阪府守口市寺方錦通１丁目４番33号
再生債務者　沖　　進
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月14日から平成26年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１１号

埼玉県春日部市南４丁目19番１－３号
再生債務者　田代　正美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月22日まで
平成26年４月１日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第７号

福岡市博多区美野島２丁目２番19―406号
再生債務者　岩上　重喜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第１０００６号

茨城県水戸市赤塚１丁目390番地の９
再生債務者　木ノ内桂一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年４月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年４月４日　　水戸地方裁判所

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 26 年３月 31 日
内閣共済組合代表者
内閣総理大臣　安倍　晋三

第32条第１項の表中「$\frac{5.01}{1,000}$」を「$\frac{5.53}{1,000}$」に、「$\frac{10.02}{1,000}$」を「$\frac{11.06}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{5.01}{1,000}$」を「$\frac{5.53}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{0.57}{1,000}$」を「$\frac{0.73}{1,000}$」に改める。

附　則（平成26年３月31日）

1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成26年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第１号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 26 年４月 15 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
(1)　小学校教諭二級普通免許状
昭54小二普第515号
(2)　幼稚園教諭二級普通免許状
昭54幼二普第1118号
2　授与年月日及び授与権者
(1)　昭和55年３月15日　千葉県教育委員会
(2)　昭和55年３月15日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
伊藤　幸子　秋田県
4　失効年月日
平成26年３月25日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 26 年４月 15 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科・領域）及び番号
(1)　高等学校教諭一種免許状（家庭）
平６高一第290号
(2)　中学校教諭一種免許状（家庭）
平６中一第42号
(3)　中学校教諭二種免許状（家庭）
平４中２第10194号
(4)　小学校教諭二種免許状
平22小二第91号
2　授与年月日及び授与権者
(1)　平成６年７月１日　千葉県教育委員会
(2)　平成６年７月１日　千葉県教育委員会
(3)　平成４年３月31日　東京都教育委員会
(4)　平成22年８月１日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
田村　尚美　千葉県
4　失効年月日
平成26年４月２日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は、法令に定める関係官庁の許認可等の取得を条件として合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月五日
掲載頁　七十五頁（号外第一四六号）
平成二十六年四月十五日
秋田市中通三丁目一番四一号
(甲)　株式会社北都銀行
代表取締役頭取　斉藤　永吉
秋田市中通三丁目一番四一号
(乙)　北都銀ビジネスサービス株式会社
代表取締役　細谷　靖彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　http://www.eaccess.net/
(乙)　http://www.willcom-inc.com
平成二十六年四月十五日
東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号
(甲)　イー・アクセス株式会社
代表取締役　エリック・ガン
東京都港区東新橋一丁目九番一号
(乙)　株式会社ウィルコム
代表取締役　宮内　　謙